

衆議院 議院 運営委員会 議録 第三号

平成十五年九月三十日(火曜日)委員長の指名で、次のおり小委員及び小委員長を選任した。

国会法改正等に関する小委員

- 大野 功統君 佐田玄一郎君
佐藤 静雄君 田野瀬良太郎君
岸田 文雄君 下村 博文君
高木 義明君 藤村 修君
長浜 博行君 西 博義君

国会法改正等に関する小委員長

- 小淵 優子君 岸田 文雄君
松浪 健太君 三ツ林隆志君
森岡 正宏君 高木 義明君
都築 讓君 手塚 仁雄君
漆原 良夫君 高木 義明君

図書館運営小委員長

- 北村 誠吾君 左藤 章君
佐藤 静雄君 松浪 健太君
三ツ林隆志君 永田 寿康君
長浜 博行君 三井 辨雄君
漆原 良夫君

院内の警察及び秩序に関する小委員

- 佐藤 静雄君
佐田玄一郎君
田野瀬良太郎君
下村 博文君
藤村 修君
西 博義君

庶務小委員

- 小淵 優子君 北村 誠吾君
庶務小委員長 佐田玄一郎君
国際会議場建設小委員

議院運営委員会議録第三号

平成十五年十月三日

- 左藤 章君 田野瀬良太郎君
森岡 正宏君 手塚 仁雄君
伴野 豊君 藤村 修君
漆原 良夫君
国際会議場建設小委員長 藤村 修君
国会審議テレビ中継に関する小委員 佐田玄一郎君
田野瀬良太郎君
下村 博文君 岸田 文雄君
藤村 修君 高木 義明君
西 博義君 長浜 博行君

平成十五年十月三日(金曜日)

正午開議

- 出席委員
委員長 大野 功統君
理事 佐田玄一郎君 理事 佐藤 静雄君
理事 田野瀬良太郎君 理事 岸田 文雄君
理事 下村 博文君 理事 高木 義明君
理事 藤村 修君 理事 長浜 博行君
西 博義君
小淵 優子君 北村 誠吾君
左藤 章君 松浪 健太君
三ツ林隆志君 森岡 正宏君
鎌田さゆり君 鈴木 康友君
都築 讓君 手塚 仁雄君
永田 寿康君 漆原 良夫君
児玉 健次君 日森 文尋君
江崎洋一郎君

- 議長 綿貫 民輔君
副議長 渡部 恒三君
事務総長 谷 福丸君

委員の異動

十月三日 補欠選任

- 伴野 豊君 鈴木 康友君
三井 辨雄君 鎌田さゆり君

- 辞任 補欠選任
鎌田さゆり君 三井 辨雄君
鈴木 康友君 伴野 豊君

本日の会議に付した案件

議員日野市朗君及び議員奥谷通君逝去につき追悼演説の件

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
国会職員の給与等に関する規程の一部改正の件
本日の本会議の議事等に関する件

○大野委員長 これより会議を開きます。

まず、議員日野市朗君及び議員奥谷通君逝去の件についてであります。去る七月六日、東北選挙区選出議員日野市朗君が、また、去る七月八日、近畿選挙区選出議員奥谷通君が逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。
両君に対する追悼演説は、本日の本会議において行うこととし、演説者は、日野君に対しまして

は自由民主党の山口俊一君に、奥谷君に対しましては自由民主党の森田健作君にそれぞれお願いいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、両君に対する弔詞につきましては、お手元の印刷物のおりの弔詞を、理事各位の御了承を得まして、葬儀当日、議長からそれぞれ贈呈していただきましたので、御了承願います。

衆議院は 多年憲政のために尽力し さきに農林水産委員長 災害対策特別委員長の要職につき また国務大臣の重任にあられた議員三位勲一等日野市朗君の長逝を哀悼し つつしんで弔詞をささげます

衆議院は 議員正五位勲三等奥谷通君の長逝を哀悼し つつしんで弔詞をささげます

○大野委員長 また、両君に対する弔詞は、本日の本会議において、議長から贈呈の報告があり、弔詞を朗読されることになりました。

その際、議員の方は御起立願うことになっております。

○大野委員長 次に、本日総務委員会の審査を終了する予定の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、法務委員会の審査を終了する予定の裁判官の

報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、厚生労働委員会の審査を終了する予定の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会から提出された公職選挙法の一部を改正する法律案、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会の審査を終了した平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党の浅野勝人君、民主党・無所属クラブの佐藤公治君、日本共産党の赤嶺政賢君、社会民主党・市民連合の今川正美君から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、おのおの五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○大野委員長 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件についてであります。順次事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件であります。これは、政府職員に準じ、国会議員の秘書の給料月額を改定を行うとともに、通勤手当の特例及び必要な経過措置等を定めるものであります。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件であります。これは、政府職員に準じ、国会議員の給料月額並びに期末手当及び期末特別手当の支給割合の改定を行うものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○大野委員長 次に、ただいま緊急上程するに決しました平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関

連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党の浅野勝人君、民主党・無所属クラブの佐藤公治君、日本共産党の赤嶺政賢君、社会民主党・市民連合の今川正美君から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、おのおの五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○大野委員長 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件についてであります。順次事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件であります。これは、政府職員に準じ、国会議員の秘書の給料月額を改定を行うとともに、通勤手当の特例及び必要な経過措置等を定めるものであります。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件であります。これは、政府職員に準じ、国会議員の給料月額並びに期末手当及び期末特別手当の支給割合の改定を行うものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○大野委員長 次に、ただいま緊急上程するに決しました平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関

○大野委員長 それでは、まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕  
○大野委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕  
○大野委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

○大野委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○大野委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 まず最初に、議長から、故議員日野市朗先生に対する弔詞贈呈の報告がございまして、議長が弔詞を朗読され、続いて山口俊一さんの追悼演説がございまして、

次に、議長から、故議員奥谷通先生に対する弔詞贈呈の報告がございまして、議長が弔詞を朗読され、続いて森田健作さんの追悼演説がございまして、

次に、日程第一につき、田並安全保障委員長の報告がございまして、共産党及び社会民主党が反対でございます。

次に、動議により、総務委員会の二法律案を緊急上程いたしました。遠藤総務委員長の報告がございまして、採決は二回になります。一回目は一般職の職員給与に関する法律等の一部改正案で、共産党及び社会民主党が反対でございます。二回は特別職の職員給与に関する法律及び日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正案で、社会民主党が反対でございます。

次に、法務委員会の二法律案を緊急上程いたしました。増田法務委員長の報告がございまして、両案を一括して採決いたしました。共産党、社会民主党及びフロンティアが反対でございます。

次に、厚生労働委員会の法律案を緊急上程いたします。中山厚生労働委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、ただいま御決定いただきました国会議員の秘書の給与法の改正案を緊急上程いたします。大野議院運営委員長の趣旨弁明がございまして、共産党及び社会民主党が反対でございます。

次に、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の法律案を緊急上程いたします。高橋政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長の趣旨弁明がございまして、全会一致であります。

次に、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会の法律案を緊急上程いたします。衛藤国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長の報告がございまして、次いで四人の方々からそれぞれ討論が行われますが、順序は印刷物の

次、議長から、故議員奥谷通先生に対する弔詞贈呈の報告がございまして、議長が弔詞を朗読され、続いて森田健作さんの追悼演説がございまして、

とおりであります。民主党、共産党、社会民主党及びフロンティアが反対でございます。本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第三号

平成十五年十月三日

午後一時開議

第一 防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

緊急上程申出議案

総務委員会 委員長 遠藤 武彦君

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法務委員会 委員長 増田 敏男君

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

厚生労働委員会 委員長 中山 成彬君

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

委員長 高橋 一郎君

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

委員長 衛藤征士郎君

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

討論通告

反対 佐藤 公治君(民主)  
賛成 浅野 勝人君(自民)  
反対 赤嶺 政賢君(共産)  
反対 今川 正美君(社民)

○大野委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○大野委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る九日木曜日午後一時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

なお、来る八日水曜日午後五時から理事会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額額
一	一	三六八、二〇〇円
	二	三八八、六〇〇円
二	一	四五〇、三〇〇円
	二	四六一、九〇〇円
	三	四七三、四〇〇円
三	一	四八五、〇〇〇円
	二	四九六、五〇〇円
	三	五〇八、一〇〇円
	四	五一九、六〇〇円
四	一	五二七、三〇〇円
	二	五三五、〇〇〇円
	三	五五四、四〇〇円
	四	五五五、四〇〇円
五	一	五七五、四〇〇円
	二	五八三、八〇〇円
	三	五八三、八〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額額
一	一	二七六、五〇〇円
	二	二八六、九〇〇円
二	一	三二七、一〇〇円
	二	三三五、五〇〇円
	三	三四三、九〇〇円
三	一	三五二、二〇〇円
	二	三六〇、六〇〇円
	三	三九一、三〇〇円
四	一	四〇〇、六〇〇円
	二	四〇九、九〇〇円
	三	四一九、二〇〇円
	四	四二五、四〇〇円
五	一	四二五、四〇〇円
	二	四二五、四〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 第十一条中「通勤手当の月額を「一箇月当たりの通勤手当の額」に改める。  
 附則に次の一項を加える。  
 (通勤手当の特例)

21 議員秘書の通勤手当については、当分の間、第十一条中「一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)による改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。  
 附則

(施行期日)  
 1 この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。  
 (平成十五年十二月に受ける期末手当に関する特例措置)

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十五年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第五項及び第六項の規定の例による。

理由  
 一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

第一条 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百四十五」とあり、及び「に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

第七条の五第二項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に改め、同条第三項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の九十五」を「百分の八十五」に改める。

第十五条第一項中「三万八千四百円」を「三万七千九百円」に改める。  
 別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職	名	給 料	月 額
国立国会図書館の館長		一、六二六、〇〇〇円	
各議院事務局の事務総長		一、五九一、五〇〇円	
各議院法制局の法制局長		一、五五七、〇〇〇円	

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給	給 料	月 額
1			573,000円
2			636,000
3			704,000
4			783,000
5			843,000
6			906,000
7			991,000
8			1,069,000
9			1,146,000
10			1,227,000
11			1,301,000

各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事											各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員			
十一号給	十号給	九号給	八号給	七号給	六号給	五号給	四号給	三号給	二号給	一号給	四号給	三号給	二号給	一号給
六〇九、四〇〇円	五七四、二〇〇円	五三九、二〇〇円	五〇五、〇〇〇円	四七〇、四〇〇円	四三一、一〇〇円	三八八、六〇〇円	三四七、八〇〇円	三一三、一〇〇円	二八六、九〇〇円	二六六、〇〇〇円	一、二六四、〇〇〇円	一、一四六、〇〇〇円	一、〇六九、〇〇〇円	九九一、〇〇〇円

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職以外の 再任用職員	1	円 —	円 —	184,400	226,200	263,500	295,000	327,700	349,400
	2	148,500	170,700	191,400	234,600	273,300	305,500	338,100	359,800
	3	154,300	177,400	198,600	243,800	283,400	316,000	348,500	369,700
	4	160,200	184,400	205,700	253,500	293,100	326,400	358,500	379,600
	5	166,500	190,200	213,300	263,100	302,500	336,800	368,200	390,300
	6	171,100	195,500	221,100	272,700	311,900	347,200	377,900	403,500
	7	174,600	200,700	229,000	282,300	321,100	357,200	387,600	414,400
	8	177,400	205,800	236,300	291,800	330,200	366,900	398,600	424,900
	9	180,100	210,700	242,600	301,000	338,900	376,400	407,900	434,700
	10	181,500	214,800	248,700	310,200	347,500	385,600	413,900	443,800
	11		217,700	254,300	319,100	355,900	394,700	419,400	452,600
	12		219,700	258,600	327,800	363,200	403,100	424,400	459,000
	13		221,500	262,400	335,800	368,600	407,300	429,000	465,300
	14		223,200	265,600	343,800	373,400	410,600	433,500	471,600
	15		224,900	268,800	350,400	377,900	413,800	437,900	476,300
	16			271,100	355,800	381,200	416,900	442,300	480,600
	17			273,400	360,000	384,500	420,400	446,400	484,900
	18			275,800	363,300	387,700	423,800	450,200	489,200
	19			278,000	366,400	390,800	427,400		493,500
	20			279,900	369,400	393,900	431,000		497,800
	21			281,800	372,400	396,900	434,500		502,100
	22			283,600	375,100	399,900			506,400
	23			285,500	377,600	402,900			510,500
	24			287,300	380,600				
	25			288,900	383,400				
	26			290,600	386,200				
	27			292,300	388,900				
	28			294,100					
	29			296,000					
再任用職員		155,400	182,500	209,900	263,800	294,800	325,800	354,100	385,600

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の 職員		円 —	円 —	円 231,000	円 257,900	円 286,400	円 310,900	円 337,200
	1	156,900	198,500	238,900	267,000	296,300	320,800	347,300
	2	164,500	206,600	247,600	276,000	306,200	330,900	357,500
	3	172,100	214,700	256,600	285,200	316,100	341,000	367,700
	4	179,300	222,000	265,700	294,300	326,200	351,100	377,800
	5	188,400	229,400	274,600	303,900	336,200	361,200	387,600
	6	198,300	237,000	283,700	312,800	346,200	371,300	397,400
	7	205,700	244,900	292,800	321,800	356,200	381,100	407,000
	8	213,100	253,100	301,900	331,200	366,100	390,900	417,100
	9	220,200	261,300	310,200	340,500	375,700	400,500	427,200
	10	226,900	269,600	318,900	349,600	385,400	410,500	437,300
	11	234,000	277,900	327,900	358,700	395,000	420,300	446,700
	12	241,700	286,100	337,000	367,500	404,700	429,700	455,400
	13	248,600	294,200	346,000	376,500	414,100	438,000	464,000
	14	256,400	302,400	354,900	386,000	423,000	446,000	472,000
	15	264,300	310,900	363,700	395,700	431,100	453,200	478,400
	16	272,100	319,200	372,600	403,000	438,800	458,800	484,700
	17	279,800	327,500	382,100	410,000	445,400	463,500	488,700
	18	286,900	335,400	391,800	415,900	450,600	467,700	492,400
	19	293,900	342,900	399,100	421,700	455,200	471,100	496,100
	20	300,700	350,300	406,100	426,000	458,800	474,300	499,900
	21	307,300	358,000	411,900	429,600	462,200	477,900	503,500
	22	314,000	365,600	417,700	432,900	465,300	481,600	
	23	320,400	373,100	421,200	436,000	468,700	485,100	
	24	326,600	380,200	424,300	439,100	472,300		
	25	333,000	387,100	427,200	442,000	475,700		
	26	339,400	392,900	430,200	445,000			
	27	345,800	398,600	433,200				
	28	351,800	402,100	436,100				
	29	357,200	405,200	438,900				
	30	361,900	408,100					
	31	366,300	411,100					
	32	370,800	414,100					
	33	373,300	416,900					
	34	375,900	419,600					
	35	378,400						
	36	381,000						
	37	383,500						
38								
再任 職員		253,100	263,100	279,400	301,000	329,700	350,300	374,200

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職員区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	1	円—	円—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、179,800円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	1	円 —	円 165,000	円 183,700	円 201,200	円 226,300	円 254,600
	2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
	3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
	4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
	5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
	6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
	7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
	8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
	9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
	10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
	11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
	12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
	13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
	14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
	15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
	16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
	17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
	18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
	19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900
	20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
	21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
	22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
	23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
	24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
	25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
	26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
	27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
	28	226,600	270,000	302,200	318,700		
	29	228,500	271,500	304,000	320,900		
	30	230,500	273,100	305,900	323,100		
	31	232,400	274,700	307,700	325,100		
	32	234,000	276,400				
	33		277,900				
再任職員		193,300	204,800	212,100	228,500	253,800	286,800

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条 国会議員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第七条の第三第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改める。

第七条の五第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改め、同条第三項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成十五年 月 日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に算入されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必

要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程又は国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十年十月九日両院議長決定)附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従って定められたものでなければならぬ。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

5 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の国会議員の給与等に関する規程第七条の第三第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第七条の五第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで又は第十四条の規定にかかわらず、これらの規定(同規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の議員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第五項及び第六項の規定を除く。)により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(両議院の議長が協議して定める国会議員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十月一日までの間に新たに国会議員となつた者(同年四月一日に在職していた国会議員で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議し

て定めるものを除く。)にあつては、新たに国会議員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日)において国会議員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(国会議員の給与等に関する規程第七条の規定によりその例によることとされる一般職の議員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額の合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会議員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

三 平成十五年七月に支給された国会特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の議員の給与に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であつた者から引き続き新たに国会議員となつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の議員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額」とする。

(両院議長協議決定への委任)  
7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。



第一類第十六号

議院運営委員会議録第三号

平成十五年十月三日

平成十五年十月七日印刷

平成十五年十月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B